

平成19年9月18日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	唐	島		稔
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課	北	村	和	博
企	画課	竹	下		勇
総	務課	北	御門	敏	則
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	迎		和	泉
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	平	石	和	弘
商	工観光課	有	森	滋	樹
都	市建設課	田	中	敏	男
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	藤	家	敏	昭
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	中	川		宏
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年9月18日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について（委員会報告、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第57号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第59号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第60号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第61号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第62号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第63号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第64号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 請 願 上 程
請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願（常任委員会付託）
- 日程第12 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日、市長から議案7件の追加提案がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、平成18年度鹿島市水道事業会計決算審査意見書については、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長あてに申し出がありましたので、そのように訂正させていただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第65号から議案第71号の7議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、条例改正1件、決算認定6件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第65号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、信託法が改正され、平成19年9月30日から施行されることに伴う改正等でございます。

改正の主な内容といたしましては、人格のない社団等及び個人が法人課税信託の引き受けを行う場合に、法人税割を課するものでございます。

次に、議案第66号から議案第71号まで、平成18年度の一般会計並びに公共下水道事業、谷田工場団地造成・分譲事業、国民健康保険、老人保健及び給与管理のそれぞれの特別会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、『監査委員の意見書』『主要施策の成果説明書』を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、それぞれの決算につきまして概要を申し上げます。

なお、説明の都合上、決算額等につきましては千円単位で申し上げます。

まず、議案第66号 鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成18年度の歳入につきましては、総額11,434,078千円で、一部に景気回復の兆候が見られ、主要一般財源である市税が対前年度比2.9%の増となりましたが、地方交付税が0.8%の減、臨時財政対策債が13.8%の減となるなど、歳入全体で対前年比3.8%の減、一般財源ベースでは1.3%の増となりました。

一方、歳出につきましては、総額11,183,737千円で、人件費が5.2%の増、繰出金が6.7%の増となっておりますが、退職手当などを除く実質的な職員給は1.4%の減となるなど内部の歳出削減努力の成果があらわれております。

また、投資的経費につきましては、漁業経営構造改善事業、すなわちノリ協業化事業や七浦小学校大規模改修事業が終了したことなどにより補助事業が大幅に減少した関係で、35.3%の減となり、歳出全体でも対前年比3.5%の減、一般財源ベースでは0.8%の増となりました。その結果、差し引き250,341千円の黒字決算となりました。

職員採用の抑制、各種事務事業の見直しなどにより歳出面の削減効果は着実にあらわれておりますが、引き続き地方交付税などの主要な歳入一般財源が落ち込み、これが投資単独事業などの政策経費を圧迫する決算状況となっております。

しかしながら、このように厳しい財政状況の中、財源不足補てんのため一たんは市の積立金である財政調整基金から110,000千円を繰り入れましたが、年度末までに同額を積み立てることができたため、実質的には7年連続して財政調整基金の取り崩しを回避することができ、後年度の財源運営に備えることといたしました。

次に、平成18年度一般会計決算における主な財源指標につきまして御説明いたします。

財源構造の弾力性を判断する指標としての「経常収支比率」は95.3%で、対前年比1.9ポイントの悪化となりました。

主な要因といたしましては、市税が伸び、普通交付税が前年度並みに確保されるなど経常歳入一般財源が増加したにもかかわらず、公共下水道事業会計への繰り出し基準が見直されたため、経常的な繰出金が増加したことにより指標が悪化する結果となりました。「経常収支比率」は、税収と普通交付税の動向に大きく左右され先行き不透明ではありますが、人件費の抑制や経常経費の徹底した見直しの効果もあらわれており、今後は徐々に改善されていくと見込んでおります。

公債費の実質的な負担額が財政規模に対して妥当であるか判断する指標としての「起債制限比率」は12.2%で、対前年比0.1ポイントの上昇となりました。また、昨年度から新たな指標として設けられた公共下水道などの公営企業や一部事務組合も含めた「実質公債費比率」は、圃場整備などの償還助成に対する算定方法の見直しにより18.6%となり、地方債許可団体へ移行する18%を超える結果となりました。

このため今後は、公債費負担適正化計画を策定し、高率の財政融資資金等の繰り上げ償還も視野に入れ、指標の改善に向けてさらなる努力を行ってまいりたいと考えております。

これまで総合経済対策や都市基盤整備に積極的に取り組んだ結果、その財源とした市債の元金償還など公債費は現在ピークを迎え、高い水準で推移しておりますが、高率縁故債の繰り上げ償還や借りかえ、起債事業の抑制などの成果もあり、平成12年度のピーク時には138億円あった市債残高は、平成19年度末には107億円に減少する見込みであり、償還費を普通

交付税で全額措置される「臨時財政対策債」を除けば、実質81億円の市債残高になると見込んでおります。

さらに、市債残高全体に対する償還費の普通交付税による措置率は、平成18年度決算では64.4%に達しており、市の自主財源で返済する金額は、実質的には38億円程度と見込んでおります。

鹿島市の行財政運営の主要な部分を占める一般会計においては、今後とも改革の手を緩めず、さらなる行財政改革や市税などの自主財源の確保に取り組んで財政基盤を強化し、新たな政策的経費の財源を確保していくことが大きな課題であると認識しております。

次に、議案第67号から議案第71号まではそれぞれの特別会計の決算の認定でございます。

これらにつきましては、各特別会計の設置目的に従いまして事業の推進を図ってきたところでございます。

まず、議案第67号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成18年度の歳入の総額は1,290,163千円、歳出の総額は1,281,863千円で、差し引き8,300千円となり、平成19年度への繰越明許事業分の財源として使用することといたしております。

次に、議案第68号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成18年度の歳入の総額は7,805千円、歳出の総額は7,802千円で、差し引き3千円の黒字決算となっております。

次に、議案第69号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成18年度の歳入の総額は3,626,876千円、歳出の総額は3,863,741千円で、過年度からの累積赤字などにより差し引き236,865千円の赤字決算となっております。そのため、不足金については平成19年度予算から繰り上げ充用いたしたところでございます。

次に、議案第70号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成18年度の歳入の総額は3,732,939千円、歳出の総額は3,763,041で、国庫支出金が翌年度精算交付されるため差し引き30,102千円の赤字決算となっております。そのため、不足金については平成19年度予算から繰り上げ充用いたしたところでございます。

次に、議案第71号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございまして、水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重視した決算となっております。

ます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、本市は、国、地方を問わず、ますます厳しさを増す財政状況に的確に対応し、また財政基盤強化計画を確実に実行して、収支のバランス、ハード事業とソフト事業のバランスをとりながら、今後とも市民生活に直結する福祉、環境、教育、文化、産業振興、都市基盤整備などの事業推進のため財源の確保に努めていく所存でございます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、『歳入歳出決算書』及び『主要施策の成果説明書』を参照していただくとともに、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第2 議案第56号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定についての審議に入ります。

9月14日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果はお手元に配付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成19年9月14日

鹿島市議会議長

橋 爪 敏 様

文教厚生産業委員会

委員長 水 頭 喜 弘

文教厚生産業委員会審査報告書

平成19年9月14日の本会議において付託されました議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定については、平成19年9月14日に委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

おはようございます。文教厚生産業委員長の報告を申し上げます。

去る平成19年9月14日の本会議において本委員会に付託されました議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定については、9月14日、担当部長及び課長、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並

びに結果について御報告を申し上げます。

議案内容については本会議で説明がございましたが、担当課より補足説明を受け、質疑を行いました。

以下、質疑の内容を御報告申し上げます。

質問、集落営農の組織が18集落で6地区と言われたが、鹿島市内の農家戸数の何%であるのか。答弁、農家戸数については、面積では米が7割、麦、大豆は100%である。

質問、前年の実績がないと補助金は出ないのか。答弁、米、麦、大豆の品目横断的安定対策でやっていく。16年から18年の3カ年の実績に応じて、19年から21年の3カ年に交付される。

質問、新しく19年からつくった人は何もないのか。答弁、国の担い手経営促進事業で対応できる。

質問、中山間地の農家の扱い方はどうなるのか。答弁、中山間地帯の集落は今後の課題であるが、中山間地の直接支払いについて19年度に見直しとなっており、限界的集落には加算交付を考えるような作業が行われている。全国では、島根とかの山間部が多い地域で法人化が進んでいる。

質問、補助金の流れについて。答弁、農用地利用改善団体を地域の中でつくり上げ、条件をクリアし、面的な集積プランをつくり上げて事業費の申請をするようになっている。

質問、条例が成立し、予算案が出てくる。事業計画については。答弁、10アール当たり15千円で、集積目標に応じた予算になっている。

以上、審議終了後、直ちに討論を行い、反対討論、賛成討論がありました。その後、採決の結果、議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生産業委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。議案第56号に反対の討論をしたいと思います。

今年度から国の農業予算を見ますと、これまですべての農業者を対象とするものから担い手だけを対象とするものに変更されました。品目横断対策の導入を柱としたもので、担い手以外は農業予算の対象にしないという、これまで長く続いた日本農業の大転換が図られてき

ました。そのねらいが、WTO、世界貿易機関及びFTA、自由貿易協定交渉で重要品目の関税率引き下げが行われることを前提に、一部の担い手だけによる日本農業の縮小再編にあると言われてしています。

小麦や大豆の生産など、食料自給率の引き上げに非常に大切なものです。本来なら生産面積の拡大が求められるものですが、しかし、今年度の予算で導入されている品目横断対策は生産面積の縮小を図る何物でもないと思います。農業政策の大転換により集団営農組織がつくられています。鹿島市においては、米は7割、麦、大豆においては100%の集団化がなされたという答弁をいただきました。しかし、この集団化についても農家の人たちに聞けば、制度に乗らなければ農業がやっていけないので、心配だという声をたくさん聞いております。そういう中で、参加をしたという方もいらっしゃいます。

今回出されております分担金徴収条例は、集団が機械の購入、事業などをするとき、国からなどの資金、また団体からの分担金を徴収するというものだということですが、今日のよる国の農政の中では制度に乗っからないと大変だと、仕方がないという分も聞かれますが、私は団体に参加をした個々の農家が組織に対する責任負担金が払えなくなる心配もいたします。今でさえも農家の人たちが資金繰りに困って、いろいろと御相談を受けることもありますが、集団に納めるとなれば、個々の大変なときには何とかありますが、無理をしてでもということになるわけです。財政的についていけず、集団から外れる農家も出てくるのではないかと心配をするものですし、国の政策といえども今度のこういうもろもろの一連の農政が鹿島市の農業を後退させるということが目に見えるような気がします。

私はそういう立場で、鹿島市の農業を守るという立場に立って、この条例案には反対をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 鹿島市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第57号から議案第65号までの9議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号から議案第65号までの9議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第57号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3、議案第57号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

それでは、議案第57号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正の提案理由でございますが、雇用保険法の一部を改正する法律が10月1日から施行されることに伴い、市職員を退職した者において、条例第9条の失業者の退職手当について雇用保険の受給資格要件を改正するものであります。

失業者の退職手当の規定は、雇用保険法との関連から設けられているものであります。地方公務員法は雇用保険法、失業保険の給付の適用対象から除外されていますが、雇用保険法の趣旨から見て、地方公務員といえども、退職後、失業している場合には雇用保険法の失業等給付程度のものは保障する必要があると考えられており、このような趣旨により失業者の退職手当を設け、市職員が退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たないで、かつ退職後、一定期間失業しているときは、その差額分を特別の退職手当として支給するものであります。

それでは、改正の内容でございますが、市役所を退職した職員が失業者の退職手当の支給を受けるための要件として、勤続期間がこれまで六月以上であったものが十二月以上になるということでございます。ただし、特定退職者については、これまでどおり六月以上ということでございます。

特定退職者とは、雇用保険法においては解雇や倒産による失業者でございますが、市職員においては、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じることにより退職した者、次に、勤務地の移転により通勤することが困難となり退職した者、地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職またはこれに準じる処分を受けた者、これは心身の故障により退職した者などでございます。

それでは、議案説明資料の1ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の改正による改正として、一般職の職員の退職手当に関する条例第9条の勤続期間六月以上を十二月以上に。また、特定退職者については六月以上とするものでござい

ます。あとは、それに伴う用語の改正等でございます。

次に、第2条による改正として、鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条について、また、第3条による改正として、鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条についても、同様の改正を行うものであります。

以上、説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

議案第57号関係について、私は反対をしたいと思います。

この条例は、国が4月でしたか、自公の賛成で通ったと思いますが、今回の条例改正は、つまり一般6カ月、パート12カ月であった保障された期間ですね、これが自発的な離職の場合は12カ月ということになったわけです。今まで一般労働者は6カ月の就労で受給できていたわけですが、今回の改正により受給資格の権利が奪われるということになりますので、私はこの案には反対をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の9ページ、それから、説明資料の4ページをごらんいただきたいと思ひます。

今回の改正では、国民健康保険法の一部改正に伴って国民健康保険条例の第5条第1号中の「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改め、同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第3号中「10分の1」を「10分の2」に改めるというものでございます。

なお、この条例は平成20年4月1日から施行をいたします。

経過措置としましては、改正後の鹿島市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る一部負担金について適用し、同日前の診療に係る一部負担金については、なお従前の例によるということにいたしております。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけ質問したいと思います。

今回の条例については、20年4月1日から施行するということがうたわれて提案をされているわけですが、20年4月1日からは後期高齢者医療制度が始まることになるわけですね。これとの関連がどうなっていくのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

御質問の平成20年4月1日から始まります後期高齢者医療制度、これの被保険者となられる方は原則、4月1日現在ですね、75歳以上の方が被保険者という形になります。

現行では75歳以上の方も国民健康保険の被保険者でありまして、老人保健の受給者という形になっておりますけれども、来年度からは国保のほうから外れまして後期高齢者医療制度のほうに移っていただくという形になります。したがって、来年4月1日からは75歳以上の方は国民健康保険の適用外という形になります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

75歳以上の方は対象外ということになるわけですが、それじゃ、お尋ねしますが、4月からこの10分の1が10分の2と変わる対象人員はどれくらいですか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

データは、19年4月1日現在のデータです。70歳から74歳の方ですね、1割が2割になれる方ですけれども、この方たちが1,520名という形になっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま1,520名というお答えですが、それでは、この1,520名が財源的にどういう影響、つまり市民側から言いましょうね、どれくらい負担増になるのかお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

これは19年5月診療分のデータで申し上げますと、その月、5月の診療分がレセプト件数で1,600件ほどありました。それで影響額を見てみますと、約2,800千円負担増になるという形になっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま一月で1,600件の2,800千円、これが要った分ですから、実際2割になった場合は、その倍になると見らんといかんですかね。私、おかしかですか、ちょっと。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

ただいま申し上げました数字は1割負担増になった、その部分です。（「じゃ、2倍」と呼ぶ者あり）いえいえ、純粹に負担増になった部分がこれだけです。よろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま負担増になった分が2,800千円ということですね。じゃ、今まで2,800千円やったということですね、1割負担で2割になるぎ。そういうことですよ。はい、わかりました。

どうであれ、これだけの負担増が来るわけですよ。本当に今、70歳以上の人たち、いろんな形で生活されているわけですが、それでなくても今、特に高齢者の人に対しては増税の問題、その他のいろんな負担が押しつけられている中で、やはり1割といえども、これだけ

の負担増が来るというのは非常に厳しいものになると思います。本当に一番大事な初期から治療をしていかんといかんというようなものが、なかなかそこからできないというようなことになり、医療関係というのが大きく私は動いてくるんじゃないかと思います。

そういう面で、私は今回討論には立ちませんが、今度10分の1から10分の2に変わることについては、私は反対の態度をとりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第59号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第59号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。

なお、議案説明資料は5ページから12ページでございます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に541,057千円を追加し、補正後の金額を11,360,375千円とするものでございます。

2ページ目をお開きください。

2ページから8ページ目は、今回の補正の議決科目区分及び補正額の集計表でございます。

9 ページ目をお開きください。

9 ページは、地方債の補正内容でございます。広域営農団地農道整備事業に65,200千円、災害復旧事業に1,100千円、合計66,300千円を新たに起債いたしております。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算書と議案説明書に基づき御説明をいたします。

10ページ目をお開きください。

10ページから12ページは、補正予算の事項別明細書の集計表でございます。

13ページをお開きください。

13ページより、まず歳入の説明をいたします。

まず、地方交付税でございます。この地方交付税、補正前の額の38億円の内訳でございますが、普通交付税32億円、特別交付税6億円となっております。今回、普通交付税が確定いたしましたので、167,817千円を増額補正いたしております。確定後の普通交付税は3,967,817千円で、前年度比マイナス1.3%、45,634千円の減額でございます。

また、年度末に特別交付税と臨時財政対策債が確定をいたしますが、総額1億円以上の減額が予想されております。普通交付税全体では、いまだにマイナスの傾向に歯どめがかかっていないのが実情でございます。

14ページをごらんください。

14ページの農林水産業費分担金として、担い手農地集積高度化促進事業分担金として48,525千円を計上いたしております。先ほど分担金徴収条例を議決していただきました内容でございます。

15ページから20ページまでは事業決定及び決算見込みによる増減でございますので、補正の内容は説明欄をごらんください。

21ページ目をお開きください。

21ページの中ほど、教育費寄附金でございます。小学校費寄附金に300千円、中学校費寄附金に300千円、合わせて600千円を有限会社m a t u u r a様より御寄附をいただいております。歳出は後ほど御説明をいたします。

22ページをごらんください。

基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金を140,000千円減額補正いたしております。この財政調整基金につきましては、当初予算段階では総額250,000千円を収支不足の財源として計上いたしております。

関連いたしますので、26ページをお開きください。

これは歳出でございますが、中ほどの財政管理費の積立金として財政調整基金へ110,000千円を新たに積み立てております。22ページの歳入のほうで財政調整基金繰入金をマイナス140,000千円、26ページ目で新たに財政調整基金へ積立金として110,000千円、合わせまして

250,000千円の財政調整基金繰入金を実質的に9月補正で解消をいたすものでございます。

それでは、23ページ目をお開きください。

23ページ目は繰越金でございます。平成18年度の決算が確定をいたしましたので、総額216,381千円を平成18年度より19年度へ繰り越しております。

以上で歳入の説明を終わります。

26ページ目をお開きください。

26ページ目からは歳出の説明でございます。歳出の説明につきましては、別紙議案説明資料をごらんください。

8ページ目をお開きください。

8ページ目に主な補正事業概要説明書を事業ごとにまとめておりますので、歳出はこの資料に基づき補正の主な事業につきまして御説明をいたします。

一番左側にナンバーを打っておりますので、そのナンバーに従って御説明いたします。

まずNo.2、企画費、J R長崎本線存続運動のための活動経費として2,000千円を計上いたしております。

No.3、財産管理費として、先ほど説明いたしましたように財政調整基金へ110,000千円を新たに積み立ていたします。この内容につきましては、平成18年度決算余剰金216,382千円の2分の1以上を法律の規定に基づき積み立てるものでございます。

No.4、財産管理費、減債基金積立金として37,000千円を計上いたしております。

No.7、障害者福祉費、障害者就労意欲促進事業として2,204千円、自立支援制度に伴う作業所入所者への助成事業として計上をいたしております。

9ページをごらんください。

No.8、児童福祉総務費として放課後児童対策事業として5,696千円、いわゆる放課後児童クラブの充実を行うということで増額補正をいたしております。

No.14、老人保健費、骨コツアップ事業として600千円、介護予防のための骨粗鬆症対策事業として計上をいたしております。

10ページ目をお開きください。

No.15、農業振興費、担い手農地集積高度化促進事業として、先ほど分担金徴収条例の議決をいただきました内容につきまして総額97,050千円を計上いたしております。

17番から18番、19番は県営事業負担金でございます。

まず、17番は農地整備費、県営広域営農団地農道整備事業として72,759千円、No.18、中山間地域総合整備事業として12,413千円、No.19、県営地域水田農業緊急整備事業として23,866千円を計上いたしております。

11ページをごらんください。

No.23、小学校管理費、No.24、中学校管理費は、先ほど歳入のところでありました有限会社

matuura様から総額600千円の寄附をいただいておりますので、小学校と中学校へそれぞれ300千円ずつを予算計上いたしております。

No.25、中学校教育振興費として生徒奨励対策事業として2,614千円、中体連九州大会参加補助金として総額2,614千円を計上いたしております。これにつきましては、従来は2分の1の補助でございましたが、今回より3分の2の補助といたしております。

No.26、公営企業費でございますが、中木庭ダム管理費負担金として905千円。中木庭ダムが今、竣工をいたしました。中木庭ダムにつきましては、維持管理の8.7%を負担するということが佐賀県との協定を結んでおりますので、その内容で総額905千円を追加計上いたしております。

No.27、予算費でマイナス580千円で財源全体を調整し、歳入、歳出を合わせております。

それでは、予算書に戻りまして、50ページをお開きください。

50ページは、地方債の現在高調書でございます。合計欄をごらんください。合計欄の左の欄から17年度末現在高、18年度末現在高は左から3つ目の決算額の欄でございます。17年度で11,984,307千円、18年度末で11,311,871千円の残高になっております。今回の補正の内容を加えますと、一番右の欄です。10,663,771千円の地方債の現在高になる予定でございます。

全体といたしまして、地方債残高自体は毎年6億円から7億円減っているという状況でございます。御参考までにごらんください。

以上で議案第59号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2点お尋ねをいたしたいと思っております。

補正予算書の26ページの企画費について1点、それからいま1つは、補正予算というよりも説明書11ページの中木庭ダム管理費負担金の今後について、この2点についてお尋ねをしたいと思います。まず、第1点目の企画費のうちのJR長崎本線存続運動経費の既決予算が1,000千円だったというふうに思っておりますが、今度2,000千円新たに増額をされるということですが、現在までの既決予算の執行状況についてお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

既決予算の1,000千円につきましては、旅費のほうで485千円、残りを需用費のほうで組んでおりましたけれども、旅費のほうで既決予算は使い切っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

内訳として既決予算のうちの旅費が480千円組んでおったけど、旅費ですべて執行を終えてしまったということでございます。これは過日の政府、あるいは政府・与党プロジェクトチーム等々への要望活動に充てられたものがほとんどだろうと思いますけど、今度新たに2,000千円を計上するということですけど、その内容について、今予定をされている中身についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

今回お願いしている2,000千円につきましては、具体的に予定をしている行動については今のところございません。この2,000千円、一応旅費のほうに計上しておりますけれども、支出につきましては、旅費だけに限ったものにはならないものじゃないかというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

運動ですから、いつ何どき、そのときの動きによって対応する必要があるということがございますので、なかなかこまごま細目にわたっての支出見込みは出しにくいとは思いますが、既決予算の1,000千円に比べて、その倍額を補正するということですので、それ相当のやっぱり説得性というのも必要だろうと。

そういう観点から、ちょっと今お尋ねをしたわけなんですけど、この年度中に2,000千円見込まれるという大方のですね、旅費になるのか、需用費になるのか、ほかの支出費目になるのかかわからんでしょうけど、大体何に備えようとしておられるのかですよ。2,000千円が大きいのか小さいのか、その判断がつかないわけで聞いておるわけですけど、その大まかな想定されている点などぐらいは説明をしていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今後のいろいろなケースがあると思いますが、具体的にこれとこれとこれというふうなケースの想定は、現段階でこの予算化をするに当たってはしておりません。どういうケースが出現しようとも、それに対応できる、当座2,000千円ということをお願いをしたいというふうに思っております。ここで予算がないからあれができなかったとか、そういうことで終わっては決していけないということで2,000千円お願いしたいということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

想定がつかないものに向かおうとしておるわけですので、今のような御答弁が正しい答弁なのかもわかりませんが、一応それはそれとして了としますが、今日の存続運動が期成会の運動というよりも個別自治体としての運動が非常に先行しておるように見受けられるんですけど、期成会に支出しておる予算もあるわけであって、期成会としての既決予算の執行状況というのはどういうふうになっておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

期成会につきましては、現在、ホームページを立ち上げておりますけれども、ホームページの管理費といえますか、一月に10,500円になっています。現在、そのホームページの管理に使っている現状でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ここは要望を申し上げておきたいと思っておりますけど、運動の前面に、表に出ておるのはやっぱり期成会だろうと思っておりますね。佐賀県との間でも、あるいは市民、一般の世論に対してもそれが前面に立っておるというふうに思いますので、やっぱり運動の主体を期成会に置いた運動というのをもう少し考えられたらどうかという注文を申し上げておきたいと思っておりますが、いま1つは、期成会の予算執行状況はホームページの更新運営委託費として月10千円執行してきておる状況であるということですけど、期成会のホームページを見てみますと、半年にわたって期成会のホームページは更新されていないんですよ。そうした状況であって更新費だけは支払いが続いておるというような状態ですね。

これは過日の一般質問等でもあったんですけど、やはり情報は更新すべきはちゃんと更新をしなければ、佐賀県の情報も見ておりますけど、佐賀県の情報は重立った動きがあれば一両日置けば新しい情報に変わっています。そういった点では、非常に情報発信がなっていないというようなホームページの状況です。お金は支払いながら更新はされていないと、こういう無駄な支出があつておると言われても仕方ない状態にあると思っております。所信をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

ホームページの更新につきましては、先日の一般質問のときにもお答えをしたわけですが、私たちの手が行き届きませんで、期成会のホームページについては不十分なものになっているというふうに考えているところです。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

過日の一般質問から、もう数日経過をいたしております。管理の不行き届きといっても、そこは更新の委託をしておるわけであって、その分の支払いはやっておるわけなんですから、情報を委託業者に手渡さないから更新がでんでおるんじゃないですか。そういうふうにやってください。

終わります。（発言する者あり）

済みません、いま1つ、予告しておった質問がございました。

議案説明資料の11ページのナンバーを打っておりますが、26番の公営企業費にかかわっておりますが、今回、残された今年度の期間において中木庭ダムの管理費、総額15,593千円掛けるの当市の負担金、つまり8.7%を掛けて905千円というのが新たに補正をされておりますけど、大体年間のランニングコストというのが新年度以降どの程度見込まれておるのか、そこら辺について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは財政課より、一応財政課がこの一般会計負担分の窓口となっておりますので、財政課が今情報としていただいておりますのは、今から10年ぐらいは大体この15,000千円程度の維持管理費になるだろうということに聞いております。10年後ぐらいから修繕料等が若干入ってくる可能性がある。現在は向こう10年間は大体このくらいの負担金額でいだろうということで試算をしております。

以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

1点だけ質問を申し上げます。

J R長崎本線存続運動の問題について、今回2,000千円の追加予算という形でなされておるようでございますが、先ほどの谷口議員の質問の中にもありましたように、2,000千円の予算の内容がなかなか確定できない。確かに運動の問題としてはそういう問題もあろうかと思っておりますが、この予算の2,000千円の問題と、いわゆる期成会をつくっていらっしゃいます

よね。だから、期成会のほうに全額されるのか、あるいは市の運動体としての予算の確保なのか。前回も1,000千円つくっておられますが、期成会として特別に会計処理がされるのか、一括して期成会のほうに支出されるのか、その点をちょっと確認しておきたいと思います。今までどのような形で期成会との関係でこの会計処理をされてきたのか、確認をしておきたいと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

期成会と鹿島市予算との関係ですけれども、現在、期成会のほうで負担しておりますのは、先ほど申し上げましたようにホームページの負担をしております。それから、期成会として全体的に何かのパンフレットをつくったようなときには支出が出てくるのかと思っております。

それから、先日、6月24日、25日に行きました行動みたいなきには、要望書はこのように期成会というふうにつくっております。期成会での行動ということでしたしまして、市長のほうは秘書費のほうから出ております。それから、江北町長さんの分については江北町から、議長の分については議会のほうから支出をしていただきまして、大人数で行きました事務方でありますとか、ほかの議員の方の分につきましては鹿島市の予算から支出をさせてもらったというようなことで、今後も鹿島と江北の1市1町での構成であります。それぞれのところでの負担といいますか、応分の負担をしていくような話をしているところです。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私が考えた場合は、期成会が1市1町であると。それぞれ負担金を持ち寄って、そして期成会の活動に充てるのではないかなと、それが原則ではないかなと思ったりしたんですね。先ほどの答弁によりますと、そのときそのときお互いにそれぞれ持ち寄って、そして期成会の活動なりの名称が出たり、あるいは鹿島市だけになったり、あるいは江北町だけになったりということに、それぞれ場面、場面によって費用の負担が違うということがございますね。

そいぎ、負担金という形での期成会の運動の期成会としての原資ですか、それはお互いに負担としては持ち寄っていないと、そのように考えてよろしゅうございますですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市と江北町の間でそのようにしております。負担金は原則、今ある分ですとにかくやり

ましよう。そして、結局、江北町と鹿島市は中身が違いますでしょう。例えば、上京したときも議員の人数も違いますしね。

そういうふうに、それぞれ一緒の経費が要るということは、できるだけ期成会のほうから出してもよろしゅうございますが、活動の中身が違いますですね。鹿島市は鹿島市でやる、江北町は江北町でやると、こういうこともありますので、原則そういうやり方ですというふうに町長さんとの間で話をしております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今回2,000千円という補正予算が金額的に妥当かどうか、私にはちょっと理解できません。また、答弁の中にありましたように、現在どのようなものを具体的に予定されておるかということがちょっとわからないというようなことで、概算の概算という感じなんでしょうけれども、やはり予算の立て方というものは具体的に煮詰めて、突発的なときにどうするかというようなことも大事かもしれませんけれども、そうなると、すべての予算がそのような形になろうと思います。やはりより具体的に予算化をしていくということをしていただきたいというふうに御希望を申し上げておきます。

と申しますのは、過日、東京に陳情に行かれましたですね。その報告についても、やはり私は不十分であるというふうに理解しておるものですから、そういう意味で予算の執行について、あるいは予算の手だてについては、今後、より具体的な形での作成と執行をお願いしたいというふうに御希望しておきます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

1点だけお尋ねをいたしたいと思いますが、地方交付税が前年度比でマイナス1.3%ということで3,367,817千円というような結果になったわけですが、当初32億円に対しますと、今回167,817千円の増額ということでの御報告がありました。この数字に関して、まず当初の見通しと、32億円というのは予算ですからそれを下回らないようにということで最低ラインで出された数字に対してプラスの167,817千円だったということで、この数字に関してはほぼ見通しどおりだったのか、その辺のところの見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、結論から申しますと、大体見込みどおりだろうということになります。

今回、額で45,000千円程度の減額になっておりますが、従来の減額と若干違うのは、いわ

ゆる税収が伸びたおかげ、あるいは税源移譲があったおかげで交付税が減ったという状況になっています。従来は税収が伸びないのに交付税が減ってきたと。そこが今年度の違いでございます。金額的には当初予算で見込んでいて、若干留保を行っていた金額とほぼ一致をしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

その中で、今回、鹿島市の交付税算出の仕方の中で頑張る地方応援プログラムというものがありますよね。それは新聞によりますと、鹿島市は唐津市に次いで193,000千円の加算があったというような報道がなされております。167,000千円が増額になったということは、その193,000千円、頑張る地方応援プログラムの中でそれなりに努力をされた結果として増額になったというようなことでお尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、この頑張る地方応援プログラムというのは、中身的にはどのようなものが加算の対象になったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、この頑張る地方応援プログラムはどういうことかといいますと、平成14年度と17年度の一般会計の決算額を比較いたしまして、中身について、その削減努力が実際数字にどういうことであらわれているか、それを17年度と14年度の決算を比較いたしまして、人件費とか建設事業費ですね、そういったものの削減の内容に応じて一定の数字を数式により導き出した結果がこの数字ということになっております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

いずれにいたしましても、財政基盤強化計画の中でいろんな形で努力をしたものが認められてこれだけの加算ができたというような解釈をすればよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

では、何点か質問をしたいと思っております。

まず、ちょっとよくわかりませんので、説明資料8ページの一番上の一般管理費のところ
で、事業の説明は横に書いてありますが、このところに後期高齢者広域連合負担金清算交付
金ということで囲んで書いてありますが、ちょっと私、こここのところの意味がわかりません
けど、これとの関係がどうあるのか教えてください。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

現在、後期高齢者医療広域連合に職員を1名派遣いたしておりますけれども、負担金とし
て支払いをしております。その負担金の中にはその1名分の給与も当然入っているわけだ
けども、この広域連合の中ではそういうふうな給与の計算とか差し引きとか支給事務をす
るような職員まではないということで、うちの人事のほうでその1名の分については給与
支払いをしております。その分がこのようなややこしい事務手続になったわけですが、
負担金としては給与支払いをしておりますけれども、実際の給与はうちのほうから支払いを
しておりますので、その負担金を給与分戻すというふうなことでの清算という形になってい
ます。

佐賀市あたりの広域のほうでは、このようなやり方でやっておられるということですが、
我々としては、負担金の中に入っていますので、そちらのほうで支払いをしていただ
ければ非常に助かるんですけれども、うちだけそういうふうにはいきませんので、負担金が人
件費相当分を清算するという形で戻ってきたということです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、後期高齢者の問題が出ていますので、この件で私は質問をしたいと思いますが、
説明書の9ページの中の新規として後期高齢者医療事業ということで、ここには後期高齢者
医療制度開始に伴う住基情報提供、保険料徴収システム構築ということで、つまり杵藤電算
センターの負担金ということでここでは上がっておりますね。

実は後期高齢者医療制度については、私はもともとこの医療制度ができて全県一本とした
組合がつけられるときにも、この設立には賛同しなかったわけですが、特に、このあり方と
いうのが十分にまだわからないというような中でこういうことがどんどん進められていく
ということについて、私はどうしても納得できなかったわけですが、今、私たちに対して、こ
ういうふうにしていろんな仕事は進められておりますが、具体的な問題は私たちには全く示さ
れていないわけですね。事業の内容にしても、特に、そのもの自体がどうなっていくかと

ということ自体も知らせていない。しかし、そういうのは知らされていないけど、こういう状況で財政的にはどんどん出されてきている。

私もわからないので、後期高齢者医療制度というのがどういうものかということとをさらにいろいろ調べておりますが、本当にこの問題が実際、来年の4月から施行されるということになりますと、大変な事態が起きてくるというのが非常に鮮明になってきたと思うんですよ。そういうのは具体的につかまれていると思いますが、例えば、先ほどの審議の中でも出てまいりましたが、4月からは国保から外されて、そして特別に徴収をされる別の仕組みになっていく。それから、その保険料の徴収だけでなく、何というですか、医療のあり方といいますかね、そういうのに対しても、本当に私は今、お年寄りの方はどうなるんだろうかなという、みずからも間もなく近寄っていくわけですけどね。病気の人を治療方法ごとに通院と入院とも定額制、例えば、高血圧症の外来での管理は検査、注射、投薬などすべてを含めて1カ月何円だと決められてしまうと。もうそれ以上はできない。本当に病気を治すというような体制じゃない。そういうことが導入されるとか、また、これは以前からわかっておりましたが、保険の徴収に対して低所得者の軽減措置はあるなどということと言われておりますが、滞納した場合には今の国保と同じように資格証明書が発行されるというようなことがはっきりと進められていっているという状況ですね。

こういうことになりますと、本当にこの保険料というのは、15千円の年金を取っていらっしゃる人は年金から引かれる、それ以下の人はみずからで納入をしなくちゃいけないという中で、本当に皆さんたちが納めていけるのか。高齢者の人たちが資格証明書を持たされるのが当たり前ようになっていくんじゃないか、本当に病院にかかれないんじゃないかという心配。それから、健康保険の本人であっても75歳以上になると健康保険を離れて入らなくてはいけないということね。本当に一つ一つ考えていきますと、高齢者の医療というのに対しては充実させていかななくてはいけないんだけど、それを充実させるような状況になっていない。

私はこういう事態があるときに、幾ら国の決まりである、全県で一緒にやらんといかんといっても、これをそのまま御無理ごもつとも、どがんしゅうなかですよということで進めていいものかどうかということになると非常に疑問を持ちますし、これがよくないということになれば、今からでも各自治体が声を上げてでも県や国に対してこの中止を私は言うべきだと思うんですよ。私は2週間ほど前ですか、県のほうにこの中止は申し入れに行きましたが、簡単にはそれはできませんよ。

そういう状況で、もちろん国にもそういう形で取り組みはしていきたいと思いますが、今、一つ一つ後期高齢者医療制度というのが明らかになる中で、本当にこれをするによって地元の鹿島市の、また全国の高齢者の人たちの医療が充実できるとお考えなのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

非常に大きな問題でございまして、どういうふうなお答えをしたほうが一番いいのかですね。国のほうが言っておりますことは、今後の高齢者人口が日本全体で大きくなっていきます。それに反比例して若年層が、現役の生産年齢人口と言いますけれども、働きよる方ですね、そういう方たちの人口は減っていきます。そういう中で、我が国の医療保険制度、これを維持していくというためには、どうしてもこの医療制度改革というのをやっていかざるを得ないということで国は説明をいたしております。

そういう説明をもとにして、この後期高齢者医療制度が来年の4月から始まるということで法律が既に通っておりますし、私どもはこの法律に従って事務を進めていかざるを得ないというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

だから、国がやろうとしていることが、本当に高齢者を守っていく立場に立つのかということですよ。今の説明では、制度を守っていくというだけでしょう。もちろん制度が守られないと皆さんの健康も守られないということになりますかね、一方だけ守ろう、守ろうと。つまりこれはもう明らかですね、いろいろ言わんでも。国がお金を出ささえすればいいわけですけどね、そういうことをやらないでやっていくと。特に、今度の後期高齢者医療制度というのは保険料を引き上げる仕組みというのは簡単にできるような導入のやり方だと思いますから、最初ね、保険料が少なくて大変になったということになりますと、さらに保険料が上げられるというルールも敷かれているわけですよ。そういうことになりますと、本当にお年寄りの人たちはお手上げですよ。考えてみてくださいよ、15千円の年金からそれを引かれる、介護保険料も引かれる、あと残ったとで生活せると。まず、そこからできませんね。皆さんに言ったって、基本的なのは上のほうですからね。しかし、そういうのがあるにもかかわらず、具体的なことを私たちにも示さないで予算はつけてくれというようなね、これは通りません。

例えば、今回これが出されておりますが、電算センターへの負担金、鹿島市はこれだけでしょうがね、参加をしている自治体がどれだけずつ出すかというデータは全く出されていませんね。どういう形で進んでいくかというのも私たちは手元にいただいている。私だけじゃないと思いますがね、いただいていると思います。ほかの自治体の方から聞いたら、いろんな資料が出ているんですよ。その中身が具体的にどうなるかというのは、まだ決まっていないと思います。ただ、もう既に進められている分の問題についてのいろんな報告とい

うのは、私はやらなくちゃいけないと思うんですね。大事な部分だと思います。

そういう面で、まず今、全県の加入自治体の負担金がどういうふうになっているのか、どういう動きが今されているのかというのね。中身については全くわからない。どがんなるやろうかというのは議員として出られている小池議員にも聞きましたけど、おっしゃっているように、まだ十分進んでいないのはわかりますよ。しかし、わかっている分だけであるわけですから、その辺はやっぱり示しながらやっていかななくちゃいけないんじゃないかと思います。私がもらっておって見ておらんやったらごめんなさいですが、もらっていないと思いますが、そういう資料をぜひ出してもらいたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

広域連合の予算の全体的な概要については、後ほど資料を取りそろえて御報告をさせていただきたいと思うんですけども、それぞれの負担金については、鹿島市が負担する分については予算の審議をしていただく都度に、必要な部分については御説明を申し上げておるところであります。

今回の電算システムの負担金については、これは後期高齢者の保険料の徴収が市町村の事務になります。したがって、このシステムの構築は、連合のシステムの負担金じゃなくて、杵藤地区にうちのほうは電算センターを持っておりますけれども、その電算システムの改修に充てるということでございます。杵藤地区の電算センターは太良町を除いて3市3町で現在運営をしておりますけれども、今回のシステムの全体的な構築費用というのが34,650千円ほどになっていたというふうに思います。これを3市3町の電算の稼働実績に応じて負担金を配分したということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、後期高齢者の県内全部まとめて連合でやるということですが、確かに政府は今までより充実を図るためと言っておりますが、中身について、今後、政府がねらうように我々も努力をしなければいかんと、そういうことでありますが、もう一方、我々市町村側の事情からいいますと、結局、国民健康保険、あるいは老人保健、これは保険者は市町村一つ一つなんですね。特に今、医療費の増嵩等を考えてみますと、この高齢者の医療費というのは大きくはね上がっております、こういうものに対して市町村が一個一個ではなかなか対応しにくいと。そういうことがあって、県内一保険者ということにせざるを得ないと。これは我々市町村としての保険者側からいまして、やっぱりそういうもともとと思っていたような方向に行っているということでもありますし、また、この医療費というのは、例えばインフル

エンザがはやってみたりなんかしたら、そのときぽんと上がってみたりですね、非常に大きく動きます。それに対して、やっぱりパイが大きくなることによって、そういう医療費の動向というのも平準化ができると、こういう利点もあるわけでございまして、そういうことに対する今回の後期高齢者の連合への移行と、こういうふうに我々は思っております。

それからお、国保だけ、あるいは社会保険だけというよりも、健康保険は全部一元化すると、こういうねらいを持って国のほうも動いているようですので、全体がやっぱり母体が大きくなることによっていろんな状況にも対応できるようにすると、こういうことであります。

それから、御指摘の後期高齢者の問題についても、ごみ処理の問題についても、ポイント、ポイントではやはり的確に議会のほうに報告、説明をする必要があるというふうに思いますので、改めてこのことについては指示をしますので、よろしくをお願いします。

なお、後期高齢者についても、今いろんな案件が少し固まりつつありまして、なかなか報告しにくい時期ということも事情としてあります。10月ぐらいまでには大まかなことを決めて、そして議会で決定というふうな方向に行くと思いますので、その前にでも議会のほうには取りまとめて報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者医療問題については終わりたいと思いますが、私はやはり今の現状では、いかであろうとこの制度を認めることはできません。

そして、先ほどありました電算センターの負担金、これは3市ということですが、連合に対する負担金の全自治体への資料なども一緒に出していただきたいと思います。

それから、市長のほうからおっしゃいましたのであれですが、広域ごみ処理場の問題ですね。これに対する負担金とか、その他いろいろあると思いますが、そういうものに対する資料も、これは担当は違いますね。あわせてお出しいただきたいということを、まずつけ加えます。

次に行きたいと思います。

今回出てはおりませんが、当初予算のときから私は非常に注目をしている事業があります。それは何かといいますと、私がかねがね地域の建設業の人たち、それに関連する業者の人たちが少しでも助かるように住宅リフォーム制度の要求をずっと続けてきました。ところが、ことしの初年度の予算では、まずそれは別として、何ですか、空き家バンク助成制度というのですか、そういうのをするというようなことでおっしゃったわけですが、特に今回の当初予算で定住促進対策事業ですかね、空き家バンクだとか、空き店舗対策だとかね、そういうのが中心的なものとして上げられておりますが、その後、これは新規事業ですがね、新規事業

であるこの事業がどのように展開をしているのか。まだ私はあきらめていませんが、リフォーム制度ね、これを当初からしておいたら経済効果だって出てきていたと思いますよね。しかし、それはまだとりあえずこれからということと言われて、全くそのことについては進展していない状況ですが、どうなっているのか、その点について具体的にお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

住宅リフォーム制度の関連で我々が取り組んでいる空き家バンク制度、この流れ、私は以前申し上げたと思うんですけど、空き家バンク制度でそういう申し出があって改築をされた場合は、やはり市内の方に限りますということを一回申し上げたと思います。だから、それは基本として置いて、今、募集をかけています。かけていますけれども、以前申し上げたとおり、今のところ1件だけお話があっただけで、もし何かあったら自分の家を貸してもいいよという方が1件いらっしやると、そういった状況でございますから、市内の建設業関連の振興策をという視点では、おっしゃるとおりに進んでいるというか、基本的に思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御答弁では1件だけ話がありますということで、具体的に実績が出たわけでもないし、具体的にそれがどうなるというまだ見通しはないと思いますね、お話があったと。

そういうことですので、私はせっかくこういう予算がつけられておって、新規事業ということですから、これはみんなが注目するんですよ。そういうことですから、例えば、このことで進展ないということがあってはいけないと思いますが、そういうことなら年度中途でも、それは取り扱いの方法だと思いますから、例えば、私が言っているように、みずからの住宅のリフォームをする場合の住宅リフォーム制度もそれに引っかけて対応できるというような方法とかなんかでいろいろあるかもわかりませんが、せっかくこういう状況にあるわけで、実際にリフォームされている人がいっぱいあるわけですよ。

だから、そういう形でリフォームしている人たちにもプラスになるように、また、業者の人たちもやっぱり何らかのそういう経済効果が出るような対応を私はすべきだと思いますが、そういうのは考えられないんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

おっしゃっている趣旨は、いろんな個人的にもリフォームをされたりするときは、極力地元の活性化につながるような方たちをお願いをしたほうがいいんじゃないかというふうなことで、私がここで答弁できるのは、じゃ、個人の方がリフォームされたときには、そのようなことで持っていくということは私の答弁としてはできませんけれども、私は私の制度の中で、こういった制度にのっかっていただいた場合は、極力地元の建設業者さんを使ってお願いしますよというふうなことでございますから、経済効果という視点ではよくわかりますので、私どももそこは留意しながら取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまのことについて、これは市長は答弁できると思いますから、市長のほうからお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいま部長が答弁したとおりでございます、今、現段階で御質問の趣旨にまでやるかどうかということは決めておりません。

○議長（橋爪 敏君）

ちょっと松尾議員にお願いしますが、質疑は補正予算に関する質疑に限定をお願いしたいと思います。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、今の終わりにしますがね、部長、最後です。つけられた予算を最終的に消化できるという確信がありますか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

今、予算では250千円を限度として3件、750千円を計上していると思います。これは当初からだったと思いますけれども、約束できるかというところでございますけれども、約束できるように、ひとつ精いっぱい努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りたいと思います。

9 ページの11番ですね、生活保護総務費のところでは生活保護業務管理システムの更新導入事業ということで上げられておりますが、具体的にこれは生活保護業務のどういうところを機械で管理していくのですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

この事業は国のほうの事業になるわけですが、まず事前に御説明いたしますと、まだ採択になっておりません。8月に内示の予定でございましたが、まだ国からの採択ということは来ておりませんが、機械関係、管理システムですね、いわゆる生活保護業務はすべての面、申請から、あともろもろの情報を含めてすべてコンピューターでの管理を行っております。

この業務というのは、それぞれの担当の業務を共有化するというので、ほかの担当とはつながっておりません。生活保護担当だけの業務に限定をしてシステムを組んでおるものでございまして、簡単に申し上げますと、生活保護の業務すべてに関するものということで御理解いただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、私もわかりませんでした。まだ採択になっていないということですね。すべてこういうふうに分取して市民のためになるようなことがあればいいわけですが、もし採択にならなかった場合は、こんなして予算つけてどうなるんでしょうかね。

それはいいですが、今の御説明ではすべての業務について生活保護事務をやるということですね。すべての業務ということになりますと、例えば、出された申請書に対して生活保護が必要か必要でないかというようなことも入ってくるんじゃないか——わかりませんからお尋ねしますがね、ということもなると思いますが、そういう本当に大事な部門などについて機械で判定をする、機械で仕事をしていくということがいいのかどうか、私はちょっと疑問に思いますが、その辺いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

まず、経過から申し上げます。

実はこのシステムの更新、これは約六、七年ぐらい前に一度新しいものを入れました。それを更新するものでございますが、予定といたしましては、来年の4月から稼働をしたいということで予定をしております。

内示の予定ということで、8月に内示、ほかの部分は来たわけですが、この分については今現在でまだ来ておりませんが、9月にずれ込みますということで県から通知書が来ております。

予定といたしましては、データ等の移行、あるいはテスト等を行いますので、どうしてもまだ決定は来ておりませんが、今議会で可決をしていただいて、その後、日程的なものもございまして、今回、予定ということで上げさせていただいたものでございます。

それから、先ほど議員のほうから御指摘がありました判定というふうな表現をなされましたが、判定といいますか、機械で判定をするということではなく、判定をした結果を機械で記録すると、残すというふうなことで御理解をいただければと思います。（「12月議会では間に合わんとか、そういうことをもう一回言いなさい」と呼ぶ者あり）

今議会で通さなければ、12月議会で可決をしていただいた場合は、期間的に最低4カ月かかりますので、日程的にどうしても間に合わないということがございましたので、今議会で提案をさせていただいているものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ごめんなさい、ただいまの説明を聞いておりましたら、私が少し理解が間違っていた分があるみたいですね。採択というのは、このシステムを導入する採択ですね、制度やなくてですね。はい、わかりました、ごめんなさい。それは謝りたいと思いますが、じゃ、この事業というのは今までも既に行われていたと理解すべきで、それを充実させるということですかね。後で言いますから、そういうことですね。

それで、先ほどすべての業務について行いますという発言がありましたので、私は申し上げたわけです。私が十分理解できなかつた分もあると思いますが、わかりました。

次に行きたいと思います。

あっちこっちでごめんなさい、6番、社会福祉総務費の新規ということで国民生活基礎調査事業というのが上がっていますね。金額的にはそんなにないわけですが、これは具体的にどういう調査をして何に役立てるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

5年に1回、国勢調査というのが行われております。この事業については、国民の生活状況の調査ということで随時調査に当たります。今回は特定の地区を指定されて、国勢調査を補完するという意味合いの調査でございます。これは結果については私たちがわからないよ

うな形で国のほうへ送られますが、当然、国のほうでそれは有効に使われた結果が出てくるものと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市にもわからないような形でということですが、ここには医療、年金、所得などの基礎調査と。じゃ、具体的にどういう設問がされて調査、そこもわかりませんか、どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

実は国勢調査と同様に非常にプライバシーに係る部分が多うございますので、ここに掲げております医療、年金、所得等に関するプライバシーに係る調査ということで御理解をいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにしたいと思います。最後になりますが、私はやっぱり先ほどから申し上げております後期高齢者医療制度については、どうしても今のまま継続をさせるということは納得いきませんし、今の中では予算についても国やら県の中でどうしようもないというようなこともあると思いますが、私はこれには同意しかねますので、この補正予算については反対をしたいと思います、討論には立ちませんが。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

松尾議員のほうから広域連合の予算について教えてくれということでしたので、お答えをしたいと思います。

19年度の当初予算でございますけれども、予算総額が512,165千円というふうになっております。

歳出の主な内容としましては、議会費が4,178千円、それから総務費が1,135千円、民生費が505,752千円、公債費が100千円、予算費が1,000千円ということで、先ほど言いましたように予算の総額としましては512,165千円ということでございます。

歳出の主な内容を申し上げますと……（「資料で出してよかよ。皆さんに資料で出してく

ださい」と呼ぶ者あり)それではよかですかね。(「それはそれで、また別に」と呼ぶ者あり)そいぎ、そういうことで。

○議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

○市長(桑原允彦君)

岩田課長は丁寧にここで説明しようということでしたが、改めて今、実は副市長のほうの後期高齢者の問題とごみ処理の問題をどういう形で今の調査をして、そして、どういう形で議会のほうに報告をするか、委員協議会になるのか、全協になるのか、それは議会の御決定次第であります。そういうことで今、副市長のほうに指示をしたばかりですので、ここでというより、後ほどですね。またそのときに質疑もありましようしね、そういう形で報告をさせていただきます。

○議長(橋爪 敏君)

午前中はこれにて休憩します。

午後の会議は午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長(橋爪 敏君)

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第59号に対する質疑はほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第59号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第2号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号

○議長(橋爪 敏君)

次に、日程第6. 議案第60号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第3

号) についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第60号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,422千円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を4,214,920千円といたしております。

それから、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページ、3ページにお示しをいたしております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正の内容につきましては、説明書のほうで説明をさせていただきたいと思います。説明書の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、3款. 国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金655千円の増額をいたしております。これは平成18年度の精算に伴っての増額でございます。

次に、7ページをお開き願いたいと思います。

同じく3款の国庫支出金、2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金ですけれども、10,277千円を増額いたしております。これは普通調整交付金の増額でございます。

それから、2目の事務費補助金でございますけれども、2,490千円を増額いたしております。これは電算システムの改修に伴う補助金の増額です。

それから、8ページでございますけれども、歳出でございます。

1款. 総務費、1項1目の一般管理費、これを2,490千円を増額をいたしております。先ほどの国庫補助金の分でございますけれども、これは杵藤地区の広域市町村圏組合に国保システムの改修という形で負担をするものでございます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。

2款の保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費でございますけれども、この分につきましては財源の組み替えでございます。過年度分が655千円、国庫支出金が入っておりますので、それを一般財源と組み替えるという形にいたしております。

それから、10ページ目が9款の諸支出金、1項3目の償還金でございますけれども、10,932千円を増額いたしております。これは平成18年度の療養給付費交付金、これの精算に伴って還付が生じております。その分を増額させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをしたいと思います。

先ほども論議をしましたが、後期高齢者医療制度に関連する分で、電算センターの運営補助金ということで、ここでは歳入と歳出、これはわかりますが、先ほどありましたように、衛生費の中で負担金補助及び交付金ということで6,805千円という金額が上がっておりますが、これとの関連はどがんふうになるとですかね、国保と一般財源。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

先ほどの一般会計の電算システムの費用につきましては、後期高齢者医療制度のスタートに伴いまして、その分のシステム改修をやると。改修というよりも構築ですね、新たにつくるとい形になります。今回の分は現行の国民健康保険税のシステム改修でございます。

来年度からは国民健康保険税につきましても、65歳以上の被保険者のみで構成される世帯の保険税については年金からの特別徴収ができるようになっております。今回の費用は、新たに導入される特別徴収に絡んでシステムを改修するというものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ちょっと私、わかりません。というのは、今説明を受けた分は、今まである国保関連のと言いつたですね。ただ、国庫支出金の歳入は後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金ということ。そして、歳出も金額的に同じですけど、たまたま同じなのか、これと関連があるのかどうなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

確かにこの説明の中では、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金になっております。国保のシステムですけれども、こういう名称で国からの補助金がおりてくるわけです。これは特別徴収というのが介護保険と後期高齢者の保険料と国民健康保険税、この3本立てで3つが1つになったような形でデータをつくるようになっております。その関係で、国は同じ補助金名でこういう形で各市町村に補助金を交付するという形にしておると思います。

（「いや、歳出が電算事務処理となっておろうが、タイトルが。こっちはタイトルが違う。その辺が……」と呼ぶ者あり）

国から流れてくる補助金は、ここの7ページの説明書きのとおりでありますね。その補助金を使って8ページ目の電算事務処理等負担金、これに充てるということなんですよ。よろしいですか。この歳出は杵藤地区の電算負担金なんですね。杵藤地区でこのシステム改修をやるんです。その財源として、国から2,490千円がこういう名称で流れてくるということですよ。（「中身は一緒やろうもん、名称が違うだけで」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まだ私はつかめませんが、電算センターですから、ここは後期高齢者、ここは国保と、いろいろ機械のあるとやなくて一緒になっておるとかなという気もしますが、ちょっとそこはわかりませんがね、先ほど御説明のように、今出されているのは一般の国保の分だとおっしゃったですね。そして、ここには「負担金（一般会計）増額」と書いてありますね。じゃ、一般会計のどこにこれが増額されて入っていくのかということですね。

それから、国がこういうのに対しても、後期高齢者の名前を使った補助金を出すんですよということなら、そうですかと言わざるを得んかもわかりませんが、全く違ったもので、そういうことがあり得るんですかね。今までちょっとそういうのは私もわかりませんが、どうもその辺の関連がわかりません。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

杵藤地区の電算センターの負担金というのは、これは企画費のほうでまとめて払うんですね。その国保の負担分として、これだけ上げているということです。よろしいでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それじゃ、すべて電算センターに払う分を企画の分で——企画と言いんしゃったでしょう。企画課のほうで払って、そして、その中でそれぞれの持ち分、持ち分で負担金を払うというふうに理解すべきですかね。じゃ、ここに「（一般会計）増額」というのは、今回のその企画が払う分のを一般会計に増額されていると理解するんですかね。そうだとすると、一般会計の企画のほうには増額として上がっておらんとおもいますが、私の見損ないですかね。その辺。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

松尾議員御指摘の点についてお答えいたします。

最終的には、国保の負担金2,490千円も一回一般会計へ受けて、広域へ支出をいたします。今回、この部分が一般会計のほうには上がっておりません。これは杵藤広域の負担金は向こうからの予算の見積もりにより補正をいたしますので、一般会計のほうは、まだこの分については向こうのほうから電算負担金として見積もりが上がってきていないのではないかと思います。

後日、この分は広域の電算負担金として補正の必要があるのではないかと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の御説明だとしますと、杵藤地区からは来ておりませんと。何もまだ決まってもおらん、じゃなかろうかというようなのが、こがんとは国からすぐ補助金が前もって来るとですか。数字的に同じだから同じものでしょうけど、そういうことがあり得るわけですかね。幾らやっってくださいと、来ん前に——もちろん多過ぎたときは返さんばなんということもあるかもわかりませんが、決まる前にこういう形で前もってしていくわけですかね。

だから、結局これは杵藤地区から言うてきたときに払いますよということでしょう。そう理解すべきでしょう。大体のめどはあると思いますが、まだはっきりしないのに国からちゃんとそういう補助の来る分もあるわけですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

この額は見込み額ですね。まだ国のほうからは参っておりません。ただ、この改修については、3市3町の改修費全体で大体15,000千円ぐらいになりますけれども、それで、うちの分の負担がこの2,490千円ぐらいになるということで見込みをしております。確定すれば、また額が少し変更になることは十分あり得ます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第61号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

それでは、平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案書は13ページでございますが、別冊の予算書で御説明いたします。

今回の補正は、事業収益に中木庭ダム完成によるダム管理費用負担金1,357千円のうち、他会計補助金904千円の増額と、事業費に旧蟻尾山配水池及び吹上配水池の廃止に伴う資産減耗費20,000千円を増額、また、資本的収支に浜伝建地区防災施設等事業の実施に伴う消火栓設置のため、他会計負担金及び建設改良費にそれぞれ25,100千円を増額するものでございます。

1ページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額に、先ほど説明いたしました他会計補助金、資産減耗費をそれぞれ増額し、収入は第1款. 事業収益、第2項. 営業外収益に904千円を増額し、補正後の額を562,295千円、支出につきましては、第1款. 事業費、第2項. 営業費用に20,000千円を増額し、補正後の額を542,587千円といたすものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額も説明いたしましたとおり補正いたすもので、2ページの収入は、第1款. 資本的収入、第2項. 他会計負担金に25,100千円を増額し、補正後の額を154,334千円といたし、支出につきましては、第1款第1項. 建設改良費、施設費及び改良費に25,100千円を増額し、補正後の額を374,484千円といたすものでございます。

第4条、予算第8条に定めた他会計からの補助金の予定額を中木庭ダム管理費用補助金として904千円を増額し、7,217千円といたすものでございます。

次に第5条は、予算第10条、予定支出の各項の経費の金額の流用について追加いたすものでございます。

3 ページから 9 ページは附属書類でございます。

それから、10ページ、11ページは収益的収支、資本的収支の明細書でございます。説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 議案第62号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

議案第62号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について御説明いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。

鹿島市の浄化センターは、管理棟、処理施設1系列を日本下水道事業団への委託により建設し、稼働いたしております。今回、2系列目を増設することとなりましたが、本工事について本市に専門的な技術職員がいないこと及び高度な技術を必要とする重要な工事であることから、現場を熟知し、かつ経験豊富で技術力の高い日本下水道事業団との委託に関する基本協定を締結いたしたいということで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

この協定の予算につきましては、6月の議会におきまして、債務負担行為の補正で議決を

いただいております。

内容でございますけれども、1、協定の目的、鹿島市浄化センター水処理施設増設の建設工事委託。2、協定の金額ですが、656,000千円。3番目、協定の方法、随意契約。4番目、協定の期間、平成19年度から平成22年度まで。5番目に、協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団理事長・石川忠男でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

工事の内訳でございますが、平成19年度、20年度は建設工事、平成21年度、22年度は水処理設備工事、運転操作盤、計装工事を予定いたしております。

各工事の業者選定、入札手法につきましては、委員協議会でも御指摘がございますので、加味しながら施行をいたしていきたいと思っております。

各年度ごとの予算執行計画は表記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

1点だけ質問をいたします。

今、課長のほうからありましたが、工事請負の選定について委員協議会の中で御質問が出たということでございますが、どのような点で御質問が出たのか御報告をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

まず、質問の中に出てきましたのは、下水道事業団に委託をして、下水道事業団が今度は工事をするために入札をいたします。この入札の方式について、随契で今までやってきていると。今回どういうふうにするかというようなことで質問をお受けしました。私のほうのお答えとしては、できるだけ地元の業者が参加できるような形の入札方式でまいりたいということで、この下水道事業団とも協議をいたしているということで御報告を申し上げます。

（286ページで訂正）

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今の鹿島市の現状がなかなか、建設業界だけに限らず、それに類する業種というのが非常

に不況感を抱いているということですね。鹿島市発注の仕事も少なくなったし、県の発注する工事も少なくなったというようなことで、やはり今回の下水道事業団に委託されることは、私は制度の趣旨からいって、あるいはうちの技術力、そういうものからいってやむを得ないというふうに思いますが、工事については、下水道事業団は下水道事業団なりの特殊な考え方があってと思うんですね。例えば、今回処理場ですけど、やっぱり土木と建築が両方ともよくないといけないと。土木建築という形で出されるんじゃないかと。鹿島市の場合もそうですが、普通の一般ですと土木と建築とは大体分けて発注していますよね。下水道事業団の場合は、どうも土木建築の両方において資格がないと業者選定がなかなか難しいということになるようなんですが、努力をするということでございますけどね、やはり協定書の中でそれがうたえるのか、うたってあるのか、うたっていないのかですね。

先ほど言いましたように、指名をする場合の資格の土木建築という形なのか、土木と建築というのは別々なのが1つ。もう1つは、協定書にそういう地元業者の優先をお願いしますというような形の協定ができているのか、あるいは契約ができるのか、あるいは附属資料としてそういうものがつけられるのかどうかお聞きをします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

発注をする場合の業者選定については、下水道事業団としての決まり事がございます。それに鹿島市は鹿島市としての決まり事もございます。そういうのを加味する中で、どういうふうにやっていくかということで、今回、実際例が出てくるわけですけども、350,000千円未満の工事をどのようにしますかということで打ち合わせをしています。そういう中で、鹿島市でできる業者、ただいま議員おっしゃるように、土木コンクリート工事とか、それに簡単な建築工事、これについては鹿島でもできるということで、かつ下水道事業団の資格業者としての業者という形で、一定地域内の指定ができる業者ということでうちのほうは選んでいただいております、これに該当される業者さんは鹿島のA、B業者さんは大体入っておられます。ただ、実績の問題がございますので、こちらについてはベンチャーを組んでいただくなりして、参加ができるように協定をいたしております。（284ページで訂正）

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

実際、下水道事業団の発注方式と鹿島市の発注方式は違いますよね。資格の条件等についても違うと思うんですね。あるいは鹿島市内の業者が果たして下水道事業団の資格を持って

いるかどうかということも基本的には問題になろうかと思えます。ただ、こういう時世でございますから、やはり地元の業者をどうしても指名業者に入れていただかないと、下水道事業団に委託したのはいいけれども、それが全部よその業者であったとかいうことになる、なかなか委託をする意味と申しますか、それもないなという気がします。

ですから、資格があるかないかも僕も心配はします。市内の業者において、下水道事業団の資格があるかどうかというのは私も心配はしますが、先ほど課長が言われたように、ジョイントベンチャーを組むなり、半々じゃなくていいんですよ。6・4でもいい、7・3でもいいんですよ。やはりそういう形で今後の事業が、土木建築に限らず、例えば電気、あるいは設備も多分分離発注になるんじゃないかと思えますが、そのようなことで交渉事を下水道事業団としてほしいと思えますが、その点、もう一回確認の意味で御質問を申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

基本的に、下水道事業団との協定と、あとの作業契約の進め方という中で少し理解をお願いしたいことがありますけれども、これはあくまでも総事業に対する事業そのものを下水道事業団に委託をすると。したがって、今後の作業の進め方については、すべてが下水道事業団の考え方と申しますか、そういう中で進めていくことになります。ただ、その中で、それじゃ、具体的に工事をどういう形で発注をするのかというようなことにもなってきますが、この部分につきましては、前回、これは事業が違いますけれども、住宅整備公団に委託して蟻尾山総合公園を発注しましたが、そういう際も、できるだけ地元の業者をお願いしようというようなことで、あくまでもそういう形でしかできません。

したがって、今回のことについても、分離発注が可能なもの、あるいは専門的なものでどうしても地元でできないものがあるまいしょうから、その辺は事務連絡を密にして下水道事業団との話し合いと申しますか、そういうことで進めていく必要があるかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

恐らく今、副市長が言われたような形で、今後も手続的には進んでいくだろうというふうに私も理解をいたします。

ただ、これは課長にお聞きしたいんですが、前回、一番最初に下水道処理場をつくりましたよね。そのときの業者の、例えば、一番最初の処理施設の箱をつくったときの工事は実際市内の業者は入っていたかどうかわかりますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

今、資料を持ち合わせておりませんので、当時の業者の中に鹿島市の業者が入っておったかということはわかりませんが、実際工事をしたのは松尾建設が工事をやっておると思います。

それで、先ほど私のお答えの中で、協定を結んでいるような言い方をしましたけれども、協議をしているということに訂正させてください。お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

地元業者の選定についての協定はないと。ただ、そういうことでの協議ができる可能性がある。ただし、これはあくまでも下水道事業団の都合だと、そういうことでございますね。そうであれば、やはり今回は元請でなくても、あるいはJVの7・3、6・4でとれないにしても、下請については少なくとも市内業者の方に、市内業者の技術も実際あるわけですから、そういう意味では御推薦方を協議の中でしていただければなど希望を申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回の件について、私も今、中西議員がおっしゃったような問題でいろいろとお尋ねをしたいと思っていましたが、素人考えですが、先ほどおっしゃいましたが、請け負った事業団から地元業者にお願いをしたりというようなこともあるということですが、例えば、そういうことになって地元業者ができる仕事であれば、そういうのは分割して発注するというようなことは考えられないわけですか。いろんなのがあると思いますから、事務的には複雑になるとは思いますがね、そういうことは考えられないんですかね。一括して請け負わせてここにおろすということじゃなくて、直接地元業者に。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

分割発注という質問の意味がよくわからないんですけども、こういうことですか。うちが基本的に協定をして、例えば、3億円なら3億円を下水道事業団に一たん委託をしたけれども、そのうち地元でできる仕事があるから、その分については協定から外して直接工事をこちらでできないかということでしょうか。ちょっとその辺の意味がよくわかりませんでしたけど。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま副市長がおっしゃったとおりです。というのは、先ほどちょうど蟻尾山公園の問題が副市長からも出ましたが、あのときも地元の業者の人たちからいろいろ問題が出ていると思います。あれも一括して発注されましたね。そして、造園とかいろんなものには地元の業者がやっていますよね。御存じだと思いますがね。地元の業者に来るまでの間がやっぱりいろいろあるみたいで、じゃ、地元の業者が直接請け負った請負金でやるとすれば、市は大もとに出したよりもはるかに少ないお金で契約ができるという状況が見られたのは事実だと思います。

そして、特に地元の業者になりますと、ずっと請け負ってやってこられたんですが、本当に仕事はさせてもらったんだけど、利益については、仕事ばせんぎどがしゅうなかけんというくらいの利益しか出ないような形での上からの発注があっているというのは非常に問題として後で私たちの耳にも入ってきておりますが、そういうことであるなら、どうせやるんなら、例えば、電気工事は鹿島市の——それは規模もあると思いますがね、この電気工事、協同してやられてもいいでしょう。そういうことができるんなら、そこに発注をするというふうなね、そういう部門、部門での発注をすることによって、地元の業者ももちろんですが、こちらの金を出すほうもそれなりのことができるんじゃないかという気がしますがね。

極端に言いますと、大もとの請け負ったところは仕事をせんで次々におろして行って、利益はそこにたくさん行くというようなことに対する問題点も今までも起きてきているというのが事実ですので、どうなのかとお尋ねをしているところです。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

お答えをいたします。

基本的には先ほどお答えいたしましたとおり、下水道事業団に発注をした業務については、すべてが下水道事業団で処理をしていただくという形になろうかと思います。ただ、その中で、それじゃ、どういう発注の仕方をするのかというのは、今言われますように、技術的な問題、あるいは仕事の内容というような中で、地元だけでもできるというのがあろうかと思います。そういう分については、私のほうからも下水道事業団に対して、そういう配慮をお願いしたいということは当然申し上げていくべきことであろうと思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

地元の業者の人たちは今大変な状況もありますし、そうじゃなくても、これだけの予算規模の事業をやるわけですから、なるだけ地元にと落とすという形をくれぐれもお願いしたいと

思いますし、仕事をさせてもらった分がよかったというような形じゃなくてね、本当に仕事をさせてもらった、したという、それだけのことがあるような対応をしていただくということをお願いしたいと思います。

次に移りたいと思いますが、19年度から22年度までの4年間の事業計画ですが、650,000千円ですが、この財源の内訳というのは、国、県、地元というような形があると思いますが、全体的に大体どういう形になるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

済みません、今、予算書の区分の資料を持ってきておりませんので、すぐ取り寄せたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

待ちましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 1 時 44 分 休憩

午後 1 時 52 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

14番議員に対する答弁を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

事業費に対する予算の配分でございますけれども、まず国の補助が55%、そして残り45%のうち90%が起債充当です。これを全体事業費が656,000千円ということで、説明資料の13ページに上げております。この金額でいきますと、国の補助分55%が360,800千円になるかと思えます。それで、あと起債充当額が265,600千円、一般財源といたしましては29,600千円、こういう財源区分でございます。

それから、先ほど私の答弁の中で、若干聞き取り間違いになっている部分があるかと思えますので、お答えいたしますと、日本下水道事業団が業者に発注をする場合、市が日本下水道事業団に云々ではなくて、日本下水道事業団が業者に発注する場合、過去には随契でやっていたことがあります。ただ、今現在は日本下水道事業団はほとんどが入札方式をとっていると。かつ私たちのこの鹿島で今回、日本下水道事業団と委託をしました後、各業者との契約関係はすべて入札形式で行うというふうにお話しておりますので、そういうふう

正をさせていただきます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の説明で55%が国からということで360,800千円ということですから、すべて補助対象になると考えていいわけですかね。別枠で補助対象にならない分も何かあるんでしょうか。——ないということですので、結構です。

大部分が借金ということになるわけですが、鹿島市の財政を見ておりましたが、まだまだ明かりが見えない状況にあるわけですが、いろいろなものを犠牲にしながら少しでも借金を余計返そうということで今返されているわけですが、さらにこういう大きな借金を背負っていくということになりますと、ますます先の光は見えてこないというような状況になると思いますが、そういう中で、この656,000千円という形での基本的に契約をすれば、あとはこの分で確実に済まされると理解していいんですかね。何かの事情で予算がふえてくるとか、そういう状況は考えられませんか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

ここで今の段階でふえることはないということは言い切れないと思います。ただ、現在、入札の経過を見ていますと、入札の減率が高くなっているような状況もございますので、逆に余裕が出てくるような状況も起こるかと思えます。ただ、これは今現在、ここでこうなりますという限定はできかねます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

松尾議員御指摘の下水道の起債残高でございますが、主要成果でも資料を上げておりますが、一般会計側から見ても大体70億円を上限に考えております。そして、毎年的一般会計からの繰出金が6億円を上限ということですね。

それで、今から事業の推進をずっとやっていきますが、毎年3億円から4億円を返済して、そして3億円から4億円の範囲内で起債をやっていくということで全体的なバランスをとりながらやっておりますので、今以上に下水道が一般会計を圧迫することがないように、その辺は十分配慮をして実施をやっているというところでございます。

ちなみに下水道の事業につきましては、償還費のおおむね50%は地方交付税より措置をされるという状況になっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

契約されたものが変わらないとは言えないということですがね、いろいろ変動ありますし、4年間の事業でもありますから、それはそうでしょう。ただ、今ちょっと私が気になったのは、余裕を持ってしていますから減ってもというような意味のことをおっしゃった。余分にしてもらっちゃ困るんですよ。こんだけみんな削って削って、それぞれが我が身を削りながらやっているときにね。何かは余裕を持っていいでしょう。しかし、今のは私はちょっと納得いきませんがね。やっぱりそういうことですか。後からこれで済みましたよとお褒めをいただくことがいいことじゃないんですよ。どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま私の答弁の中で、余裕がある予算を組んでいるというふうに聞こえたとすれば訂正させていただきます。でなくて、今、業者のほうに発注をしますよね。そしたら、低い価格で入札される場合があるんですけども、そういう場合になりますと、その範囲内でおさめますよという意味で申し上げたこととございます。できるだけその範囲内でおさまるように努力いたしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにしたいと思いますがね、今まだいろんな市民の要求の項目があるわけですが、これまでも審議してきたように、財源がないということで、必要性を言いながらも、そのままとどめられている分があるわけです。ただ、こういう事業を進めていくに当たっては、どうしても中断できないということになりますので、無理をしてでも、ほかの分がしわ寄せになっても取り組むということが往々にしてありがちですので、そういうことのないように、この間の計画、それからほかとのバランス、その辺をしっかりと見てやっていただきたいと思っております。

特に今、私も県のほうはどれぐらい出るかということも聞き損ないましたが、県などもやっぱりもっと下水道事業なんかにはお金を出していただくような要請などもやるべきだと思います。とにかく他の事業を圧迫しないように。それと、これだけのめったにない大きな事業ですから、地元の業者の人たちがやっぱり大きな事業があつてよかったと言えるよう

な、そういう経済効果が生み出せるようなことも考えながら取り組んでいただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全体の財政運営については、例えば、投資的な事業に一般財源ベースで大体これくらいと、あるいは下水道に繰り出す一般財源ベースでこれくらい——6億円と言うたかな。それくらいと。これは一応ポイント、ポイントではこれくらいのペースでいくという決定をしております。そして、総合的に今の財政基盤強化計画をどうすればいいかというふうな組み方をしておりますので、やはり投資事業も公共下水道事業も推進はせにゃいかんわけですので、言われますように全体のバランスをちゃんと考えてしているつもりです。

それから、先ほど亀井課長のほうから言いましたけど、650,000千円ぐらいで今度委託をするわけですね。入札の結果、例えば、650,000千円が6億円で済んだということになれば、実際支払うお金は6億円なんです。そういう精算方式になっておりますので、そういう意味で若干ののりしろというふうな意味も言ったかと思っておりますので、あと精算をしますから、この点は大丈夫であります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9．議案第63号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

議案第63号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更に係る協議について御説明をいたします。

これは地方自治法第286条第1項の規定によりまして、協議すべき事項が発生しましたので、同法第290条の規定に基づきまして協議することの議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容について御説明いたします。

佐賀市の合併、10月1日ですけれども、これに伴いまして、平成19年9月30日をもって川副町、東与賀町及び久保田町並びに川副町・東与賀町清掃組合を佐賀縣市町総合事務組合から脱退させ、同年10月1日から佐賀県後期高齢者医療広域連合を佐賀縣市町総合事務組合に加入させることによるものでございます。

これによりまして規約の変更がございますので、規約の変更部分について御説明をいたします。

16ページをごらんください。

第11条第1項第4号の変更が掲げられております。これは交通災害に係るもので、「交通災害共済負担金及び加入者掛金」となっていたものを「交通災害共済加入者掛金」に改めるものです。これは既に協議されたものでございますけれども、負担金徴収が廃止されましたので、それに伴う変更でございます。

あとにつきましては、別表第1、別表第2第3条第1号、別表第2第3条第7号、別表第2第3条第8号、別表第2第3条第9号、別表第2第3条第10号にそれぞれ「川副町 東与賀町 久保田町」という表現が出てまいります。これを廃するものでございます。それから、「川副町・東与賀町清掃組合」というのも出てきますので、同じく廃止をするものでございます。

それから、佐賀県後期高齢者医療広域連合というのが出てきますもので、これを加えるものでございます。

この部分だけではわかりづらいので、全体的な表をごらんください。説明資料の14ページから16ページのほうに表の全体が掲げられてあります。新旧対照表になっております。右側が古い表で、左側が新しい表になっております。ごらんになりましたように、先ほど説明しました部分が抜けて、加わる部分が加わった表になっております。御参照ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号

○議長（橋爪 敏君）

日程第10. 議案第64号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案書の17ページをごらんいただきたいと思います。それから、議案説明資料も17ページですね。

それでは、議案第64号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更に係る協議について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成19年9月30日をもって川副町、東与賀町及び久保田町を佐賀県後期高齢者医療広域連合から脱退させることにより、佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこれに伴い佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を次の18ページのとおり変更することを協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

18ページをごらんください。

広域連合規約の第7条第1項中に広域連合議会議員さんの定数が定められておりますけれども、この「25人」を「22人」に改めるということでございます。

この規約は、19年10月1日から施行をするということになっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

日程第11 請願上程

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託します。

日程第12 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第12. 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県西部広域環境組合同規約第6条第1項の規定により、本市議会議員から2名を選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

これより佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの出席議員数は16名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（橋爪 敏君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（橋爪 敏君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を1名記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（橋爪 敏君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（橋爪 敏君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松田義太君、松尾勝利君、松本末治君を指名いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（橋爪 敏君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票16票。

有効投票中

中村雄一郎君 10票

中西裕司君 5票

松尾征子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、中村雄一郎君と中西裕司君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中村雄一郎君と中西裕司君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明19日は水道事業会計決算審査特別委員会現地調査、20日は水道事業会計決算審査特別委員会を、21日は文教厚生産業委員会を開催し、22日から27日までの6日間は休会とし、次の会議は9月28日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時24分 散会